

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

藪田、前田 TEL 052-952-8038

愛知運輸支局 輸送・監査担当

久世、岡本 TEL 052-351-5313

乗合バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：名古屋市

住所：愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号

営業所：鳴尾営業所（愛知県名古屋市南区上浜町40番地）

2. 監査端緒

令和3年7月12日、北頭交差点（愛知県名古屋市南区）において、赤信号に従い停止後、青信号になり発進したところ、先方車の後部に追突した。運転者は赤信号の停車中から発進時において、スマートフォンを操作しながら運行して事故を惹起したことから、当該事業者の鳴尾営業所に対し、監査を実施したもの。

3. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。（再違反）

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

4. 行政処分等の内容

処分日：令和3年9月6日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止（1両×10日車）

理由：事業の健全なる発達を阻害するとともに、輸送の安全確保が図れないため、「旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。）に対する行政処分等の基準及び旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準（公示）」に照らし合わせ、同営業所において3年以内に同一の行政処分等を行っていることから（再違反）「車両使用停止処分」とした。なお、行政処分後に改善確認監査を行い、改善状況が確認できない場合は、更なる行政処分を行う場合があります。